

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）

士別（SHIBETSU）へようこそ！

士別市に転入される方は、お引っ越しの日から14日以内に転入の届出が必要です。市役所1番窓口または、最寄りの出張所（上士別・多寄・温根別）、朝日支所へ届け出てください。

手続きの際は、本人確認が必要です。

- 1点でよいもの
運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付き）、パスポート、障害者手帳など
- 2点必要なもの
健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書など

【代理人の方が手続きするときは・・・】
・委任状と、代理人の方の本人確認が必要です。

【各出張所、支所】

上士別出張所	上士別町16線南2番地	☎0165-24-2207
多寄出張所	多寄町36線西4番地	☎0165-26-2004
温根別出張所	温根別町南1線6340番地	☎0165-27-2324
朝日支所	朝日町中央4040番地	☎0165-28-2121

※一部の手続きについて、出張所で受付できないものがあります。

市立士別図書館をご利用ください！ 下記の証明書は図書館の窓口で発行できます。
（士別市西1条8丁目 士別駅前 ☎0165-29-2153）

- ・住民票（除住民票・マイナンバー付の住民票は発行できません）
- ・現在の戸籍謄・抄本（全部・個人事項証明書）（除籍、改製原戸籍は発行できません）
- ・印鑑証明書（印鑑登録、改印はできません）

★開館時間 10時00分～18時00分

※土日発行可能ですが、図書館の休館日等発行できない場合があります。事前にご確認ください。



「さほっちファミリー」

□市役所本庁舎での手続き（1階窓口）

窓口番号	窓口名	項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
1	住民票・戸籍証明	<input type="checkbox"/> 転入届	お引越の日から14日以内に行ってください。	●転出証明書 (マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書が交付されていない場合があります。) ※マイナンバーカードをお持ちの方は継続利用の手続きが必要です。(下記参照) ●外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」 ●国外からの転入の方は「パスポート」		市民課 戸籍住民係 ☎26-7577
		<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	カード継続利用の手続きが必要です。引越後90日以内に手続きを行ってください。(超えた場合は、カードが失効します。)	●マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ●カードの暗証番号(数字4桁、英数字6桁以上など)		
		<input type="checkbox"/> 印鑑登録	前住所地の印鑑登録証は使用できません。必要な方は新たに登録が必要です。	●登録する印鑑		
2	国保・後期高齢者・年金・医療費助成のこと	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	国民健康保険に加入される方は手続きが必要です。(国保税のお支払いは、原則口座振替としています。)	●特定同一世帯所属証明書(前住所地で発行された方) ●旧被保険者異動連絡票(前住所地で発行された方) ●銀行口座のお届け印 ●銀行口座のわかるもの		市民課 国保係 ☎26-7712
		<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険	道外から転入された方は後期高齢者医療保険加入の手続きが必要です。	●負担区分証明書(前住所地で発行されたもの) ※道内から転入された方は、手続きは不要です。3~5日後に新しい保険証が簡易書留で郵送されます。		
			保険料の口座振替を希望される方は手続きが必要です。(転入された年度の保険料は、納付書で支払いとなります。)	●銀行口座のお届け印 ●銀行口座のわかるもの		
		<input type="checkbox"/> 国民年金	国外から転入された60歳未満の方は、国民年金加入の手続きが必要です。(第2号、第3号被保険者の場合は、必要ありません。)	●国民年金保険料の支払い方法や、免除申請の有無により必要なものが異なりますので、給付年金係までお問い合わせください。		市民課 給付年金係 ☎26-7703
		<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費助成	下記の手帳を所持している方は医療費助成を受けるための申請手続きが必要です。(所得制限があります。) ○身体障害者手帳「1級」「2級」または「3級の内部障害」 ○療育手帳「A判定」 ○精神手帳「1級」	●所持している手帳 ●対象者の健康保険証 ●印鑑 ●前年中の所得がわかるもの(7月までは前々年中)※世帯や扶養の状況により必要な方が異なりますので、給付年金係までお問い合わせください。		
		<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成	下記の方は医療費助成を受けるための申請手続きが必要です。(所得制限があります。) ○18歳未満の児童と、20歳未満の学生または無職等の児童 ○児童を扶養・監護している母または父	●対象者の健康保険証 ●印鑑 ●母または父の前年中の所得がわかるもの(7月までは前々年中) ●18歳以上の学生の方は、学生証か在学証明書 ●無職の方は民生委員発行の無職証明書(用紙は窓口でお渡しします。)		
<input type="checkbox"/> 乳幼児等医療費助成	中学生以下の方は医療費助成を受けるための申請が必要です。	●対象者の健康保険証 ●印鑑 ●生計維持者の前年中の所得がわかるもの(7月までは前々年中)				

窓口番号	窓口名	項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
3	税金のごこと 市税証明	<input type="checkbox"/> 原付バイク(125cc以下)小型特殊自動車(農耕用含む)の届出	前住所地でナンバー交付を受けた車両をお持ちの方は住所変更が必要です。	●印鑑 ●前住所地で発行された廃車申告受付書または前住所地で交付を受けたナンバー		税 務 課 市 民 税 係 ☎26-7720
		<input type="checkbox"/> 市税の口座振替	市税の口座振替を希望される方は手続きが必要です。	●銀行口座のお届け印 ●銀行口座のわかるもの		税 務 課 納 税 係 ☎26-7718
4	市営住宅のごこと 上下水道	<input type="checkbox"/> 上下水道	水道の使用開始・名義変更の手続きが必要です。	※水道の使用開始等の手続きは、転入前に電話でも手続き可能です。手続きに必要なものはありません。		上下水道局 経営料金係 ☎26-7725
		<input type="checkbox"/> 公営住宅	公営住宅に入居を希望される方は手続きが必要です。(申し込みにはいくつか条件があります。詳しくは住宅係までお問い合わせください。)	●収入のわかるもの ●障害者手帳等(お持ちの方)		建 築 課 住 宅 係 ☎26-7726
5	市民相談・自治会のごこと	<input type="checkbox"/> ごみ分別	ごみ分別方法の説明とごみ収集カレンダーをお渡しします。	※手続きに必要なものはありません。土別市公式アプリ「しべつ暮らしナビ」やホームページでも、ごみ収集日や分別方法が確認できます。		
		<input type="checkbox"/> 畜犬登録	犬の登録又は所在地変更の手続きが必要です。	●未登録の犬は、登録手数料3,000円がかかります。 ●他市町村で登録済みの犬は、前所在地の市町村で交付された犬鑑札		都 市 環 境 課 環 境 係 ☎26-7734
		<input type="checkbox"/> しべつ霊園 市内共同墓地	市営墓地又は市内共同墓地を使用している方は、住所変更の手続きが必要です。	●使用者の転入後の住民票 ●墓地使用許可証 ※朝日地区の共同墓地は、朝日支所で手続きしてください。		
7	福祉まるごと相談窓口	<input type="checkbox"/> どさんこ・子育て特典カード	妊娠中の方、小学生以下の子どもがいる世帯は、協賛店舗から特典サービスを受けることができます。	※手続きに必要なものはありません。窓口でどさんこ・子育て特典カードを交付します。		こども・子育て応援課 こども育成係 ☎26-7768
		<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園	利用を希望する場合は、申し込みが必要です。	●利用を希望する保育所・幼稚園またはこども育成係までお問い合わせください。		
		<input type="checkbox"/> 児童手当	0歳から中学生までの子どもを養育している方は、手当を受給するための申請が必要です。	●印鑑 ●受給者名義の通帳 ●受給者、配偶者のマイナンバーが確認できるもの (公務員の方は、勤務先での手続きになります)		こども・子育て応援課 子育て支援係 ☎26-7759
		<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	ひとり親家庭の方で、前住所地で児童扶養手当を受給していた方は、住所変更等の手続きが必要です。	●受給者証(前住所地で発行されたもの) ●印鑑		
		<input type="checkbox"/> 介護保険	要介護認定を受けている方は手続きが必要です。	●介護保険受給資格証明書(前住所地で発行されたもの)		介 護 保 険 課 介 護 保 険 係 ☎26-7749
		要介護認定を受けていない方	※手続きはありません。(65歳以上の方には、保険証と保険料納付書を郵送します。)			

窓口番号	窓口名	項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
7	福祉まるごと相談窓口	<input type="checkbox"/> 施設入所	一般住宅へ住所を移し入所する方	●介護保険受給資格証明書（前住所地で発行されたもの）		介護保険課 介護保険係 ☎26-7749
			剣淵・和寒・幌加内町以外から市内のグループホームに住所を移す方	●介護保険受給資格証明書（住所地特例が適用されないため）		
			住所地特例施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅）へ住所を移す方	※手続きはありません。		
		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	各種手帳をお持ちの方は、住所変更の手続きが必要です。	●各種手帳 ●印鑑 ●本人のマイナンバーが確認できるもの		福祉課 福祉係 ☎26-7744
		<input type="checkbox"/> 自立支援医療	更生医療、育成医療、精神通院医療を利用している方は、住所変更の手続きが必要です。	●前住所地で交付された受給者証 ●印鑑 ●本人のマイナンバーが確認できるもの		
		<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当	手当を受給されている方は、住所変更の手続きが必要です。	●印鑑		
		<input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当	手当を受給されている方は、住所変更の手続きが必要です。	●印鑑		福祉課 生活支援係 ☎26-7743
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援制度 <input type="checkbox"/> 生活保護	生活の困りごとがあれば相談してください。	●生活支援係までお問い合わせください。				

本庁舎以外の手続き

●教育委員会 学校教育課学務係（東5条3丁目 士別警察署隣）☎26-7303

項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄
<input type="checkbox"/> 小・中学校転校	小・中学生の子どもがいる方は、転校の手続きが必要です。	●住民票などの新住所が確認できるもの	
<input type="checkbox"/> 来年度小学校新一年生	新入学をむかえる児童は入学準備（健康診断等）が必要です。	●学校教育課学務係までお問い合わせください。	

●保健福祉センター（東11条5丁目 士別市立病院隣）☎22-2400

項目	内容・手続き	●手続きに必要なもの	確認欄
<input type="checkbox"/> 乳幼児健康診査	0～3歳までのお子様の成長発達の確認をします。		
<input type="checkbox"/> 予防接種	定期予防接種の予診票をお渡しします。	保健福祉センターにお問い合わせまたは来所ください。 ●母子健康手帳	
<input type="checkbox"/> 妊産婦健康診査	妊産婦さんへ健診受診票を交付します。		
<input type="checkbox"/> 各種健康診査 がん検診	受診を希望される方はお申し込みが必要です。	保健福祉センターにお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種	5歳以上の方は、前住所地での接種履歴の確認が必要となります。	●前住所地で発行されたクーポン券（お持ちの方） ●本人のマイナンバーが確認できるもの	